

令和元年度

第9回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

第9回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年12月5日(木) 午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 勤労福祉センター 2階 第1会議室

3. 農業委員 出席委員 8人

会長 10番 三橋 弘

委員 1番 小川治夫

2番 宮内純一

3番 岡本好夫

5番 石橋弘嗣

7番 宇田川忠好

8番 石井文夫

9番 石井利和

欠席委員 2人 4番 石田まさ子

6番 伊藤公亮

4. 農地利用最適化推進委員

出席推進委員 5人

1番 武藤 晃

2番 石井喜美江

4番 梶尾彌一

5番 大滝與鷹

6番 平田秀行

欠席推進委員 1人

3番 石井克己

5. 議事日程

第1	議事録署名等委員の指名		
第2	会議書記の指名		
第3	付託調査班（委員）の指名		
第4	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2 件
	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1 件
	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	5 件
	議案第4号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について	1 件
	議案第5号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1 件
	議案第6号	相続税の納税猶予に係る特定農地等の利用状況の確認について	1 件
	議案第7号	令和元年度利用状況調査結果及び農地法第32条の規定による農地利用意向調査について	
	報告第1号	農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について	1 件
	報告第2号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について 事務局長専決分	24 件
	報告第3号	地目変更登記に係る回答について	1 件
	報告第4号	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき承認した農地の返還について	1 件
	報告第5号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について	2 件

6. 農業委員会事務局職員

局長	谷地 正道
次長	石井 啓友
主幹	河崎 学
副主幹	田中 恒平

7. 会議の概要

発 言 者	内 容
議 長	<p>ただ今より、令和元年度 第9回 市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、4番の石田委員、6番の伊藤委員及び、石井克己推進委員から欠席の連絡を受けております。</p> <p>農業委員10名中8名、推進委員6名中5名出席しております。</p> <p>委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名等委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>それでは、3番の岡本委員、9番の石井会長職務代理者にお願いします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の河崎主幹、田中副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第2班で、3番の岡本委員と4番の石田委員です。</p> <p>農政関係は、第4班で、7番の宇田川委員と8番の石井文夫委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いを、お願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第7号までと、報告第1号から報告第5号</p>

<p>事 務 局</p>	<p>までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、2件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、今回の申請は、2件でございます。</p> <p>議案の1ページをお願いいたします。</p> <p>1番目の申請受付日は、令和元年11月25日でございます。</p> <p>申請地は大野町で、地目は畑、面積は140平方メートル外1筆で、合計面積は634平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域の農業振興地域内ですが農用地ではございません。</p> <p>申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を図るため所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして議案の3ページをお願いいたします。</p> <p>2番目の申請受付日は、令和元年11月25日でございます。</p> <p>申請地は柏井町で、地目は畑、面積は465平方メートル外2筆で、合計面積は6,733平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。</p> <p>申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を図るため所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>

<p>議席 1 番</p>	<p>現地調査は、令和元年 1 1 月 2 9 日に農地調査班第 1 班と区域 2 及び区域 3 を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>1 番目の申請地は、J R 武蔵野線市川大野駅の西側、概ね 4 0 0 メートルに位置しております。</p> <p>譲受人は、主に露地野菜を栽培している兼業農家の方です。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はありません。</p> <p>申請地は、譲受人が所有する農地に隣接しており、現況は露地畑で概ね良好な状態で管理されております。</p> <p>取得後は、ネギなどの野菜を栽培するとのことでございます。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>2 番目の申請地は、市民キャンプ場の北西側、概ね 1 0 0 メートルに位置しております。</p> <p>譲受人は、主に果樹を栽培している兼業農家の方です。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はありません。</p> <p>申請地の現況は梨畑で概ね良好な状態で管理されております。</p> <p>取得後は、そのまま梨を栽培するとのことでございます。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>第 1 班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>1 番目の譲受人は、農業経営の規模拡大を図るため所有権の移転をするものでございます。</p>

	<p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人の農作業従事日数は250日、取得後の経営農地の面積においても、農業委員会が定める下限面積の50アールを超えており、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>2番目の譲受人は、農業経営の規模拡大を図るため所有権の移転をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人の農作業従事日数は250日、取得後の経営農地の面積においても、農業委員会が定める下限面積の50アールを超えており、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、(1)について、お諮りいたします。</p> <p>許可することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、(2)について、お諮りいたします。</p> <p>許可することに、ご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で許可することに決定いたします。</p>
事 務 局	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は1件です。</p> <p>議案の5ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和元年11月21日でございます。</p> <p>申請地は堀之内で、地目は田、面積は1,759平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、貸駐車場にするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議 席 1 番	<p>現地調査は、令和元年11月29日に農地調査班第1班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、中国分小学校の北西側、概ね250メートルに位置しており、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、隣接地との境界には、安全鋼板による土留を設置し、土砂等の流出を防除するとのことでございます。</p>

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>また、敷地内の埋立等を行わず、整地後転圧し、砂利敷きにして、雨水については、自然浸透とするものでございます。</p> <p>汚水、雑排水はありません。</p> <p>駐車台数につきましては、大型トラックや従業員の車両等26台を予定しているとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>申請人は、市内に居住する会社員の方で、東京都江戸川区に本店を置く、ドライアイスの製造加工販売を行う法人からの要望により申請するものです。</p> <p>資力及び信用について、でございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について、でございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有り次第に着工し、完了は、許可後30日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われまます。</p> <p>以上でございます。</p>
-------------------------	---

議 長	事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、5件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、5件でございます。</p> <p>議案の7ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は、令和元年11月21日でございます。</p> <p>申請地は大町で、地目は畑、面積は3,961平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域の農業振興地域内ですが農用地ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、資材置場及び駐車場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして9ページをお願いします。</p> <p>(2)と(3)は、関連しておりますので、一括してご説明いたします。</p>

<p>議長</p> <p>議席 1 番</p>	<p>申請受付日は、令和元年11月21日でございます。</p> <p>(2)の申請地は宮久保で、地目は田、面積は525平方メートルです。</p> <p>(3)の申請地も宮久保で、地目は田、面積は525平方メートルです。</p> <p>(2)と(3)の合計面積は、1,050平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、建売分譲住宅の建築を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして11ページをお願いします。</p> <p>(4)の申請受付日は、令和元年11月21日でございます。</p> <p>申請地は原木で、地目は田、面積は360平方メートルのうち、170.88平方メートル外1筆で、合計面積は、211.01平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、専用住宅の建築を目的に使用貸借をするものでございます。</p> <p>続きまして13ページをお願いします。</p> <p>(5)の申請受付日は、令和元年11月25日でございます。</p> <p>申請地は宮久保で、地目は田、面積は512平方メートルのうち、168.78平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、専用住宅の建築を目的に使用貸借をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p> <p>現地調査は、令和元年11月29日に農地調査班第1班の委員で行いまし</p>
-------------------------	---

た。

(1) ですが、申請地は、大町小学校の南側、概ね400メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。

農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから、第3種農地と判断されます。

転用にとまなう周辺農地への影響ですが、隣接地との境界には、既設のコンクリートブロック及び新設の鋼板土留を設置し、土砂等の流出を防除します。

また、雨水については、透水性舗装をし、浸透管及び浸透柵により自然浸透させ、汚水、雑排水はありません。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断されます。

(2) と (3) は、関連しておりますので、一括してご説明いたします。

申請地は、下貝塚中学校の南側、概ね130メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。

農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから、第3種農地と判断されます。

転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲に重量ブロックを設置し、土砂等の流出を防除するとのことでございます。

また、雨水については宅地内で一時貯留し、汚水については合併浄化槽にて処理し、併せて前面道路側溝へ排水するとのことでございます。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断されます。

続いて(4) ですが、申請地は、県立市川特別支援学校の東側、概ね100メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。

農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されま

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>す。</p> <p>転用にもなう周辺農地への影響ですが、隣接地との境界には、既設のコンクリート土留め及び新設のコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防除します。</p> <p>また、汚水については、合併浄化槽にて処理し、雨水については、に宅地内にて一時貯留し、併せて前面水路へ放流するものでございます。</p> <p>譲渡人は、要望により使用貸借するものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断されます。</p> <p>続いて（５）ですが、申請地は、宮久保小学校の東側、概ね250メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用にもなう周辺農地への影響ですが、隣接地との境界には、コンクリートブロック及びフェンスを設置し、土砂等の流出を防除します。</p> <p>また、汚水については、合併浄化槽にて処理し、雨水については、宅地内にて一時貯留し、併せて前面道路側溝へ放流するものでございます。</p> <p>譲渡人は、要望により使用貸借するものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断されます。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>（1）ですが、譲受人は、江戸川区に本店を置き、主に地盤改良工事業を営むことを目的とする法人です。</p>
-------------------------	--

申請地は、既存の資材置場に近接し、アクセスが良好であることから申請に至ったとのことです。

資力及び信用について、でございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用について、でございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について、でございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は、着工後30日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われまます。

(2) と (3) は、関連しておりますので、一括してご説明いたします。

譲受人は、群馬県高崎市に本店を置き、不動産業を主な事業とする法人です。

申請地周辺は、住宅が多く立ち並び、教育施設にも近接おり、住環境が良好であることから申請に至ったとのことです。

資力及び信用について、でございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用について、でございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について、でございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、令和2年1月18日に着工し、完了は同年8月30日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと

思われます。

続いて（４）ですが、譲受人は、市内に居住する会社員の方です。

申請地に隣接する本家に居住する母親の介護が必要で、専用住宅を建築し介護するために申請に至ったとのこと。

資力及び信用について、でございますが、工事費等につきましては、母親からの借入金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用について、でございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について、でございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、令和２年１月２０日に着工し、完了は、同年８月３１日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。

続いて（５）ですが、譲受人は、市内に居住する自営業の方です。

現在、賃貸住宅に居住をしているが、子供の成長に伴い、生活環境の良好な申請地に、自己用住宅を建築するために申請に至ったとのこと。

資力及び信用について、でございますが、工事費等につきましては、金融機関からの借入金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用について、でございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について、でございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、令和元年１２月１５日に着工し、完了は、令和２年４月３０日となっております。

	<p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま</p> <p>す。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(1)について、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、(2)について、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、(3)について、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>

<p>議 長</p>	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、(4)について、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、(5)について、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、ご説明いたします。</p> <p>議案書の15ページをお願いいたします。</p> <p>令和元年11月20日付けで、生産緑地法第10条の規定に基づき市川市長に買取申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が提出されたものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>

議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席5番	<p>議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和元年11月28日に農政調査班第3班で行いました。</p> <p>申請地は、北方町4丁目で東部公民館の東側に位置した2筆、合計面積は1,355平方メートルの露地畑で、主に被相続人が農業に従事していましたが、死亡し、相続人である申出人が申請地を管理することが困難になったことから、今回の申請に至ったとのことでございます。</p> <p>被相続人の農業従事日数は、年間250日で、農家基本台帳で確認いたしました。</p> <p>このことから、被相続人を生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明するのが相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議 長	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、お諮りいたします。</p> <p>願出のとおり「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。

<p>議 長</p>	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」1件でございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、ご説明いたします。</p> <p>議案の16ページをお願いいたします。</p> <p>相続人から租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、令和元年11月25日に「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」が提出されました。</p> <p>対象となる特例農地は、柏井町1丁目の農地3筆で、合計面積は16,671平方メートルのうち、16,056.37平方メートル、地目は山林と畑で、現況は樹園地となっております。</p> <p>なお、特例農地の相続開始は、令和元年6月15日でございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議 席 5 番</p>	<p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和元年11月28日に、農政調査班第3班と柏井地区担当の適格化推進委員で行いました。</p> <p>農業経営は、被相続人と妻、願出人夫妻、願出人の子供の5名が農業に従事していました。</p> <p>特例農地について願出人が相続し、引き続き農業経営を行っていくとのこ</p>

	<p>とです。</p> <p>特例農地の状況ですが、梨を栽培しており適正に肥培管理されておりました。</p> <p>調査班といたしましては、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議 長	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、お諮りいたします。</p> <p>願出のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者として証明することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、全会一致で証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号「相続税の納税猶予に係る特定農地等の利用状況の確認について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第6号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」ご説明いたします。</p> <p>議案の17ページをお願いいたします。</p>

	<p>令和元年11月19日付けで松戸税務署長より、租税特別措置法第70条の6第1項に基づき相続税納税猶予に係る特例農地等の適用を受けた者が、同条第5項の規定に基づき20年間の自作営農により納税が免除されるため、その利用状況について、確認書の提出を求められたものです。</p> <p>登記地目は田、現況地目は畑の5筆、合計面積は2,566平方メートルです。</p> <p>次に、本件に係る松戸税務署の確認事項についてご説明いたします。</p> <p>税務署から求められている確認事項は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自ら所有し、自ら農地として使用している 2. 自ら農地として使用していない 3. 譲渡等により、現在所有していない <p>この3つから選択することになっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>議席5番</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p> <p>議案第6号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」、調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和元年11月28日に農政調査班第3班で行いました。</p> <p>当該特例農地の所有者は、松戸市高塚新田の農家の方です。</p> <p>特例農地は稲越小学校の北西側で、5筆、2,566平方メートルです。</p> <p>現状は梨畑として適正に管理されておりました。</p> <p>このことから「自ら農地として使用」と回答することが相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>

各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>議案第6号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」、お諮りいたします。</p> <p>原案のとおり回答することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で原案のとおり回答することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第7号「令和元年度農地利用状況調査結果及び農地法第32条の規定による農地利用意向調査について」、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第7号「令和元年度農地利用状況調査結果及び農地法第32条の規定による農地利用意向調査について」、ご説明いたします。</p> <p>議案書の18ページをお願いいたします。</p> <p>本年10月16日から10月28日まで農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様により農地利用状況調査を実施していただきました。</p> <p>その結果についてご説明いたします。</p> <p>議案第7号「別冊」の1ページをご覧ください。</p> <p>A地区からF地区の合計ですが、1号農地は301筆、154,090平方メートルで、前年度の302筆、154,080平方メートルに対しまして、1筆の減、10平方メートルの増となりました。</p> <p>2号農地ですが本年度はありませんので前年度から842平方メートルの減でございます。</p> <p>1号農地、2号農地合わせますと154,090平方メートルで、前年度の154,922平方メートルに対しまして832平方メートルの減、率に</p>

	<p>しますと0.5パーセントの減少となりました。</p> <p>地区別にみますとB地区（大野町）とC地区（柏井町、奉免町）において、遊休農地の再発生が多かったことによるものです。</p> <p>他の地区においては、いずれも減少しておりました。</p> <p>遊休農地ごとの詳細につきましては、2ページから12ページのとおりでございます。</p> <p>令和元年度農地利用状況調査結果については、以上でございますが、本日の総会で議決が得られましたら、千葉県に報告いたします。</p> <p>別冊2をご覧ください。</p> <p>1ページですが、只今、ご説明しました調査結果を踏まえまして、本年度の農地法第32条の規定による農地利用意向調査対象者について抽出しております。</p> <p>内容ですが、土地所有者、共有者を含めまして15名、17筆、面積は、9,705㎡です。</p> <p>対象者は、新たに遊休農地と判定され、備考欄に新発生と記載の方と、過去に遊休農地でしたが、前年度調査においては遊休農地と判定されていなかった農地が今年度調査において遊休農地と判定され、備考欄に再発生と記載の方です。</p> <p>調査対象者に通知する内容は、2から3ページになります。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第7号「令和元年度農地利用状況調査結果及び農地法第32条の規定による農地利用意向調査について」、お諮りいたします。</p> <p>原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で原案のとおり決定いたします。</p>
	<p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p>
	<p>次に、報告第1号「第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、1件ございます。</p>
事 務 局	<p>事務局より、報告いたします。</p>
	<p>報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」1件、ご報告いたします。</p>
	<p>19ページをお願いします。</p>
	<p>相続が発生した日は、平成31年4月29日で、相続人からは、令和元年10月4日に権利取得の届出があったものでございます。</p>
	<p>農業委員会へのあっせん等の希望はございませんでした。</p>
	<p>以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p>
	<p>次に、報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、11月の事務局長専決分が、24件ございます。</p>
事 務 局	<p>事務局より、報告いたします。</p>
	<p>報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」ご説明いたします。</p>
	<p>20ページをお願いいたします。</p>
	<p>農地法第4条届出及び農地法第5条届出について、事務局長において専決しましたのでご報告いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>今回の報告は、令和元年11月1日から同年11月28日までに届出があったものでございます。</p> <p>農地法第4条の届出は11件、14筆、2,819.88平方メートルでございます。</p> <p>第5条の届出につきましては、13件、16筆、3,427.00平方メートルでございます。</p> <p>第4条と第5条を合せますと、24件、30筆、転用面積は、6,246.88平方メートルでございます。</p> <p>内訳につきましては、21ページから25ページとなっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>次に、報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、1件でございます。事務局より、報告いたします。</p> <p>報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、1件ご報告いたします。26ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和元年11月6日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会があったものでございます。</p> <p>土地の所在は、大野町の1筆、面積は6.61平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。</p> <p>登記簿の地目「田」から、「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、転用許可申請等は提出されておられません。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和元年11月8日に農地調査班第1班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況は、「隣接する宅地と一体的利</p>

<p>議 長</p>	<p>用」と回答したものでございます。 以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第4号「特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律に基づき承認した農地の返還について」、1件ございます。 事務局より、報告いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告第4号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき承認した農地の返還について」ご報告いたします。 議案書の27ページをお願いいたします。 本件は、平成26年3月24日付で、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律、第3条第3項の規定に基づき、承認した農地について、市川市長より、令和元年11月15日付で、返還した旨の通知がありましたので報告いたします。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第5号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2件ございます。 事務局より、報告いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告第5号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」ご報告いたします。 議案書の28ページをお願いいたします。 本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、相続税の納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されたものです。</p>

議 長	<p>今回の報告といたしましては、令和元年10月16日と、同年11月8日に申請がありました、2件について、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため、証明書を発行したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和元年度 第9回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
-----	---

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議 長 三橋 弘

委 員 石井 利和

委 員 岡本 好夫
